

# 武豊町 9 月定例議会

## 梶田稔議員の一般質問・答弁

注：録音テープから起こしたものです。（文責：梶田 稔）

私は、先に議長宛提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

長引く不況と貧困と格差が拡大する中で、住民の暮らしも営業も、かつてなく厳しい状況に追い込まれています。自助努力にも自ずから限界があり、行政として支援できる方策を検討し、あたたかい手をさしのべることは、「安心・安全なまちづくり」の重要な課題の一つであります。

そのような観点から、第一の質問は、地域経済活性化の一助に住宅リフォーム助成制度の創設を求める問題についてであります。

平成 22 年第 4 回定例会で、同趣旨の質問を行い、町当局は「現在、耐震改修や障がい者・高齢者住宅のバリアフリー化のための助成制度を設けており、一般住宅への住宅リフォーム助成制度については、今後の研究課題としたい」旨の答弁をしています。

前回の質問以降、全国的にも住宅リフォーム助成制度は大きく広がり、全国商工新聞の調査によれば、今年 7 月 1 日現在、3 県 530 市町村に上っています。

武豊町商工会のリフォーム部会でも積極的に事業を展開しており、毎年、50 件前後の相談を受け、7 割近くが工事を実施しています。

南海トラフを起源とする巨大地震による大きな被害が予測される今、住宅の耐震改修を急ぐ必要に迫られていますし、住民ニーズも今まで以上に高まるものと考えられます。

そして、長引く不況の中で地元経済の活性化が強く求められています。住宅リフォーム助成制度の意義と経済波及効果が 10 倍とも 15 倍とも言われている点については、前回、指摘したとおりなので省略しますが、次の諸点について、改めてお尋ね致します。

まずはじめに、町内業者、商工会住宅リフォーム部会などからの要請・問い合わせがあったと思いますが、どのように対応しましたか。

次に、「今後の研究課題」と答弁しましたが、どのような研究をし、どのような結果を確認しましたか。

また、本町においても、住民も業者も大歓迎しており、暮らしや営業が順調

にすすめば税収増にもつながる意義ある制度であることは、既に施行している多くの自治体で立証されています。ぜひ、住宅リフォーム助成制度を創設するよう、改めて求めるものですが、見解を伺いたい。

## 町当局の答弁・再質問

**森田英則産業建設部長答弁：**まず、小項目1の町内業者、商工会住宅リフォーム部会などからの要請・問合せへの対応というご質問でございますが、今年の6月頃、武豊町商工会から助成制度の創設についてご要望のお話がありました。

お答えとしましては、平成22年12月、梶田議員の時でございますけれども、それと後23年3月や24年3月議会での答弁と同じご説明をさせていただきました。

また、町内業者など、これ以外の所からは要請・問合せなどは、現時点ではございません。

次に、小項目2、「今後の研究課題」と答弁したが、どのような研究をし、どのような結果を確認したかについてであります。

平成22年の12月議会で住宅リフォーム助成制度創設についてのご質問をいただきまして、町長から町民の安全・安心や高齢者・障がいのある方への対応といった施策目的に沿った住宅リフォームに対して重点的に支援を継続していきたい旨と、新しい制度の創設は考えていない旨をご答弁させていただいております。

また、23年3月と24年3月定例会、新年度予算質疑においても同様のご答弁をさせていただいております。いずれの答弁でも、現時点では新しい制度の創設については考えておりませんとお答えしております。

また、住宅リフォーム助成制度の創設について、今後の研究課題と答弁をしたとのことですが、いろいろ調べた結果、そのような記録はございませんでした。

次に、小項目3、住宅リフォーム助成制度を創設するよう改めて求めるについてであります。

住宅リフォーム助成制度は、町内中小業者を支援する施策の一助となり、地域経済活性化につながると認識しておりますが、本町では、民間木造住宅耐震改修費補助金制度、また、高齢者・障がい者の住宅改修の補助制度、介護保険住宅改修費制度などを実施しております。

以前から答弁しております考えは、現在においても変わりなく、今後も町民の安全・安心や高齢者・障がいのある方への対応といった施策目的に沿った住宅リフォームに対して重点的に支援を継続してまいりたいと考えておりますの

で、現時点では新たな制度の創設は考えておりません。

以上です。

**梶田稔議員質問：**いままでも累次にわたって同趣旨の質問をし、議案質疑等々でも同趣旨の質問をし、見解を求めてきたのはいま答弁のあったとおりであります。

研究課題として検討したいという答弁はしていないということでもありますけれども、これは受け止め方の違いということになるのかというように、いま聞いておりましたけれども、私の認識はここで指摘しているように、今後検討したいというふうに受け止めてきた経過があるものですから、このように質問させていただきます。

あらためて、研究・検討してもらいたいということは要望しておきたいと想います。

それで、いま部長の答弁で、高齢者の住宅リフォーム助成制度、介護保険などでの住宅リフォーム・改修助成制度という既存の助成制度で重点的に進めていきたいという答弁でした。

私自身もそれは要望してきたことですので、多とするものでありますけれども、いま私が提起している地域経済をいかに活性化させるかどうかということは、国を挙げて重大な緊急課題として求められている経済対策の一環であるという認識の下で、提起しているわけです。

午前中の入札制度の質疑・やりとりの中で、総務部長はこのまま推移すれば公共事業の事業量は一頃に比べて大ざっぱに言って半減しているということ为背景にして、町内業者が今まで通りのままで推移するとは考えていないと、言うならば業者数そのものが半減してもやむを得ないような趣旨の答弁をいたしますけれども、私は驚きながら聞いていたわけですが、今のまま推移すれば、この経済状況が何の手も打たずに経過すれば、あるいはそういうことになるかも知れません。

しかし、この事態を打開するために、政府を挙げて、地方自治体を挙げて、今の経済を何とかしなければいけないということは、本当に多くの国民が求めていることですね。単なる町内の一・二の業者の救済して欲しいという次元の話ではありません。日本経済そのものの話であります。

そういう点で、前回、意義とか役割とかこの制度の持つ意味ということは縷々説明したものですから、今回省略しているのですが、前回提起したとおりなんです。大体、多くの自治体でやっていることは、事業費の2分の1以内で事業費の10%、助成額が10万円とか20万円、そういう規模のリフォーム助成制度がいま533自治体で実施している多くの実態であります。

それだけの助成をすることによって100万とか200万とか300万というリフォームが行われる。それは、個人の預貯金から支出して工事が行われるわけで、10万円の投資によって100万円の事業が行われるということであれば、10倍の経済効果が上がるということでもありますし、いま、商工会のリフォーム部会には20業者が登録しているようでありませけれども、このリフォーム工事をやるには、登録している20の業者だけではなくて、さまざまな家電を買い換えよう、テレビも冷蔵庫もこの際だから買い換えようとか、畳の表替えをしようとか、さまざまなニーズが新たに発生するわけで、非常に経済効果は大きなものがあるわけですね。

そういうことで、町おこし・地域経済興しということにつながって、そして業者の経営が若干なりとも上向いてくれれば、指摘したように、税収増にもつながるとい、非常に一挙両得・三得という制度であると思うわけで、ぜひ、検討していただきたいと思ひますけれども、もう一度、見解を伺いたいと思ひます。

**森田英則産業建設部長答弁：**先ほどご答弁して、今後の研究課題という認識の違いだとい、私、その時は個人の財産に税金を使うのはいかなものかとい、ということで勉強はしたいとい、ことは申し上げました。

制度については、検討課題とい、うふうには申し上げていないとい、意味での答弁でございます。

いま、梶田議員の経済的に効果があるので、もう一度考えて欲しいとい、うことで、私どもも勉強させていただいたんですけれども、耐震改修をやる武豊町として平成22年度に県の上乗せの補助があった時、県下でいち早く手を挙げまして、いままで15件の枠の中のものを45件に広げております。それが、すぐいっぱいになったとい、う経緯がありまして、経済効果等も、その時に建築士が耐震診断を行うとか、大工さんが耐震改修を行うとい、うことも、その時に経済効果とい、うこともすごく上がったとい、うふうに思っています。

それと後、県のそういった上乗せで30万とい、うことで、工事費についても、22年に比べて23年とい、うのは3.5倍の工事費をやっていただいているとい、うことで、非常に地域の活性化につながっているんじゃないかとい、うふうに思ひます。

それと、勉強した中で、先ほど梶田議員も全国で500いくつかあるとい、うことがありまして、私も調べまして、確かにそのくらいあります。

愛知県に至っては、4件。実際にやったところは5件あるんですけれども、今残っている所は4件。とい、うのは、蒲郡市が23年にやりましたけれども、担当に確認しましたら、今後は耐震の方に移行していくとい、うことで、2年間

で止める。

それと後、他の地域も江南市だとか設楽町、岩倉市というのが今行っている市町ですけれども、設楽町についても24年度で終わり。岩倉市も24年度で終わり。東栄町も24年度で終わり。

それで、江南市については、25年度実施するかどうかというのは、現時点ではまだ決まっていないということで、その止められる所も一時的なカンフル剤としてはやったかも知れませんが、今からは耐震の工事の方に進まれるということをお聞きしております。

以上です。

**梶田稔議員質問:**既に実施していたところ、いる所もカンフル的な効果にとどまっているのではないかという、勉強した結果の感想のようでありますけれども、百歩譲って、五十歩譲って、カンフル的な効果にしても、しんこくな今の地域経済の状況、逼迫した状況を打開するためには、ぜひ、私からこんなことを言っただけでは、身も蓋もなくなってしまいますけれども、たとえ単年度でも2年でも3年でも、あるいは5年でも、カンフル的だという感想であってもやるだけの値打ちはあるというふうに思うんです。

いま、部長自身が言われたように、県の上乗せがあっただけで、というところちょっと語弊があるかも知れませんが、それだけでも3倍にも工事件数が跳ね上がると、部長自身の言葉でも経済効果は認められたというふうに答弁されました。

そういうものだと思うんですね。商工会のデータでも、毎年50件前後の相談があつて、7割ぐらいが工事を着工していると、リフォーム部会の実績もあるようですけれども、行政が乗り込んでたとえわずかでも応援をするということになれば、私の感触ではおそらく一桁工事件数、相談件数が上向くのではないかというふうにも期待しております。

そういう点も指摘して、ぜひ、今後検討もしていただきたいというふうに、改めて求めておきたいというふうに思います。

次に、2問目の質問に入りたいと思います。

第二の質問は、住民本位の税務行政を求める問題についてであります。

昨年(2019年)の第3回定例会で、発足した「滞納整理機構」が町県民税等の滞納整理に参加した機会に、「住民の生活を尊重した徴税事務を一滞納整理機構のあり方について」町当局の見解を質しました。

その際、住民の生存権を保障し、強権的な手法を排して、分割納入や徴収猶予などの柔軟な対応を求めたところであります。

滞納整理機構に「移管されたすべての案件について、財産差し押さえ、公売等を行うものではなく、自主納付も認めている」「一括納付が困難な納税者に対しては、それぞれの事情に応じて分割納税にも応じているし、徴収猶予についても、地方税法の規定に従って、公平かつ適正に行うこととしている」旨の答弁がありました。

しかし、滞納整理機構のやり方は、強権的・脅迫的だとの苦情が寄せられており、一部とは言え、町当局の答弁の趣旨とは異なる事態が進んでいます。

そこでお尋ねしますが、まずはじめに、町県民税等の滞納整理状況、収納事務の実態を明らかにされたい。

次に、資料によれば、滞納整理機構に移管された100件のうち、「差押予告書」が38件送付されています。その文面には、「勤務先への調査」や「金融機関への調査」を実施し、財産を法に従い強制的に差し押さえる」旨が記載されています。

まさに、公権力による脅迫的な文言と言わざるを得ません。「差押予告書」を発行する法的根拠はどこにあるのか。法的根拠がないのであれば、このような脅迫的な文言を記載した文書を、今後、発行することなく、住民と親身によく話し合っただけで納税を促すよう、本来の徴税事務を進めるよう求めるものですが、見解を伺いたい。

滞納整理機構による脅迫的な言辞を弄しての徴税が行われ、住民の反発と反感を買っております。これでは、何とかしたいという思いも萎えてしまう事態が発生しています。滞納整理機構による滞納整理の実態を明らかにされたい。

最後に、住民の生存権を保障し、強権的な手法を排して、分割納入や徴収猶予などの柔軟な対応を求めるものですが、改めて見解を伺いたい。

## 町当局の答弁・再質問

高須直良総務部長答弁：順次、お答えをします。

まず1点目、滞納整理状況、収納事務の実態であります。

平成23年度決算における町税の収入未済額は、6億4095万8224円でありました。このうち、現年課税分は1億1036万8559円、滞納繰越分は5億3058万9665円で、昨年度と比較して、1956万704円減少しております。

また、国民健康保険税の収入未済額は4億8787万6216円で、現年課税分は8602万4853円、滞納繰越分は4億0185万1363円でありました。

同様に、昨年度と比較して、3541万5051円減少しております。

収納事務の実態としては、納期到来後、未納者には督促、催告状の文書通知

から始まり、納税のない方には、電話催告、臨宅等で納税交渉を実施します。

次に、電話、臨宅等で面談のできない方については、文書での呼び出し等を行い、納税困難者については、納税誓約書による納税指導、これは分割納税等であり、を実施。

その後、来庁並びに接触のできない納税意思の希薄な滞納者には、資産調査等を実施した中で、差押事前通告書を送付し、猶予期限までに返答がなければ、差押えを行っております。

2番目の差押予告書の法的根拠であります。

差押予告書自体は法令の規定に基づくものではありませんが、例えば、市町村民税につきましても、地方税法第331条第1項において、市町村民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る町県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押えなければならないと規定されておまして、その前段として差押予告書を送付しております。

但し、この時点で納付や分納誓約をしていただければ、この差押予告書は送付していません。

3点目、機構による滞納整理の実態であります。

滞納整理機構へ引き継がれた事案のほとんどは、これまでも本町から分納誓約によって一定の猶予を与えながらも、不履行を繰り返し、高額滞納となったケース、あるいは町から繰り返し連絡をとっても何の反応もない場合などがあります。

滞納整理機構における滞納整理の基本方針は、1として差押えを含む納税折衝、2として少額分納には応じない、3として集金徴収は行わない、4として延滞金の確実な徴収、5として適正な時効管理、6として適正な執行停止としております。

しかしながら、引き継がれたすべての案件について、一括納付が困難な納税者に対しましては、それぞれの事情に応じて分割納税にも応じておりますし、徴収猶予についても地方税法の規定に従って公平かつ適切に行うことにしているところであります。

4点目、分割納入や徴収猶予などの柔軟な対応を求めるが見解を、であります。

徴収に当たりましては、滞納者と面談をしまして、できる限り生活状況の把握に努めることが大切であると考えており、一括納税が困難な納税者に対しましては、それぞれの事情に応じて、分割納付にも応じております。

また、病気や怪我、事故に巻き込まれたなどの正当な事由があれば、地方税法の規定に従い、納税の緩和措置として、徴収換価猶予、執行停止処分を適切

に行っております。

しかしながら、担税力がありながら納税をしない悪質滞納者につきましては、税の公平性を確保するためにも、財産調査の上、滞納処分を行うことは当然であると考えております。

**梶田稔議員質問：**私は、この質問を前回も行いましたけれども、前回も前置きとして、納税の義務は憲法に定められた国民の義務であると、納税することは当たり前という立場から問題点を指摘して、法に違う強権的な脅迫的な町税事務について問題を指摘して、改善を求めているということは、改めて申し上げておきたいというふうに思います。

税金を納めなくたっていいという立場ではないということは、誤解のないようにしておいていただきたいと思います。

そこで、いま部長からお話があったように、税の実態、滞納の実態あるいは整理の実態については資料もいただいておりますので、その答弁のとおりであります。

そこで、いまはしなくもご答弁ありましたけれども、差押予告書は法的な根拠がないということでもあります。

資料をいただきました。これは、差押予告書ですね。連絡先、武豊町総務部収納課とありますけれども、発行者が書いてない。連絡先だけは書いてある。

法律に基づく催告書というのがあります。ここには、発行年月日と武豊町役場収納課と、発行者がちゃんと書いてあります。法律に基づいているからです。

しかし、法律に基づかない差押予告書には、連絡先はあるものの発行者が書いてない。こういう代物ですね。

私のところへ相談のあった方は、事前に何の連絡のなしに、話もなく、郵便で送りつけてきたと。この文言を見て、勤務先へ調査すると、金融機関へ調査に入ると、そしてそうしたことを実施した上で、法に基づいて強制的に差押えをしなければならないという文言になっている。

これを、突然、郵送で送りつけられて、開いてみたらこういう文書が出てきたと、一体、住民はどう思うと思われませんか。

**高須直良総務部長答弁：**議員の仰るように、差し出しの名前がないことについては、私自身としては若干問題があると思います。

ただ、この予告書の意味については、見解の相違がありまして、私どもとしては、この差押予告書はこの先の差押えをしますという予告であるとともに、制度をご案内しているものだと理解をしております。

この予告なしに、突然、差押えをするというのはやはり問題があると思いま

すので、先ほども申し上げたように、前段として予告をさせていただいているということでございます。

**梶田稔議員質問**：私は、前回、この質問をしたときは、幸いにして町内の住民から、業者から具体的に困ったという相談を受けていないけれども、全国的にも県内各地においても、いろいろなトラブルが発生し、事と次第によっては命をも危ぶむ事態が進行しているという危惧から、武豊町の町税事務、遺漏のないようにという趣旨で質問をいたしました。

しかし、今回は、この1年経ってみて、現実には町内の業者から住民から相談を受けて、改めて同じ趣旨の問題を取り上げることになりました。

今度の日曜日、9月9日付けの愛知民報という地方新聞が、県内の状況取材してまとめた短い記事が報道されました。

タイトルに、「高校やめて働かせよ」、これは整理機構の文言ですよ、「まるで税金取り立て屋」というタイトルで報道しました。

愛知県が、滞納になっている個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の取り立て専門機関として、昨年4月に設置した愛知県地方税滞納整理機構。設立の根拠法もない組織ですが、県内6ブロックの機構に47市町村が参加し、徴収（取り立て）を委託しています。

機構は、2011年度、市町村から引き継いだ約51億8700万円の滞納の内、約27億6500万円（徴収率53.3%）を徴収。目標の30%を大きく上回りました。機構による人権侵害の強権的な取り立てが問題になっています。

津島市の建設業者は、税金をまとめて払えず、少しずつ払っていましたが、機構送りに。西尾張地方税滞納整理機構の担当者は、建設業者の今後の相談に耳を貸さず、一括で払うかさもなくば差押えと迫りました。

大治町の建設業者は、来月に入金があるので滞納は全額払うと申し出ましたが、機構は取引先に行き、売上金を差押えました。

機構職員から、子どもを高校中退させ働いてもらえと言われたのは、愛西市の業者。差し押さえられたら仕事も続けられず、生活もできなくなる、の訴えに、機構側は事業を潰している人は多いし、それも一つの手。仕事ができるかどうかは、あなたの勝手だ。こちらは税金が入ればいい、と言い放ちました。

これらの相談を受けた津島民主商工会は、日本共産党の地方議員とも連携し、機構の人権侵害の取り立てに抗議。各自治体に納税緩和措置の適用や納税相談に応ずることなどを求めています。

愛知県商工団体連合会は、県との交渉で、法的権限のない機構の解散、事情のある納税者に対しては、徴収猶予などの積極的な活用を自治体などに指導す

ることなどを要求しています。

こういう報道です。

私の所に相談のあった方と同じような事態、あるいはもっと深刻な事態が県内各地でも起きているんだなあと、これは今朝届いたばかりの新聞ですけれども、この記事を見て思いました。

そこでお尋ねしますけれども、いま部長は取り立てる、取り立てるという言葉は語弊があるかも知れませんが、私に言わせれば、機構のやり方はまさに取り立て屋のやり方だと思っているものですから敢えて使いますけれども、取り立てる側の法的な根拠は、いま部長が地方税法を引用されました。

同じ地方税法、第8節納税の猶予、第15条にいろいろな猶予措置ありますね。

部長に答弁求めると長々と余計なことまでしゃべるので、私の方から言いますけれども、こういう場合に徴収猶予ということがあります。地方税法を持っていたら、見ながら聞いていてください。

その15条の1に、納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。これは、徴収猶予ですよ。

2つ目に、生計を一にする親族が病気に罹り、又は負傷したとき。徴収猶予ですね。

3つ目、事業を廃止し、又は休止したとき。

4つ目、その事業につき著しい損失を受けたとき。

5つ目、前各項の一つに該当する事実に類する事実があったとき。

これらに該当するときは、徴収猶予をするというふうになっております。

地方税法第15条、その第2項に、納税猶予の期間が1年以内、あるいはそれでも無理な場合にはもう1年延期することができるという第2項があります。

第3項では、猶予した金額を納付又は納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。2年間までという規定が、第3項にあります。

それから、第15条の2、徴収猶予の効果ということもありまして、差押えを解除することができるとか、換価代金を徴収金に充てることができるとかいう規定があった上で、もう一つ第15条の3の2項、これはさきほど部長が言った一方的に払えというだけではなくて、第2項に徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない、という規定がありますね。

ですから、よく話し合って、納得してもらいなさいと、弁明を聞きなさいということ、法律、法律と言いますが、法律にちゃんと書いてある。一方的であってはならない。強権的であってはならない、という規定ですね。

それから、第15条の5、換価の猶予の要件、ありますね。

誠実な意思を有すると認められるときは、滞納処分による財産の換価の処分を猶予することができる。ですから、よく話し合っ本人に誠実な納税そのもの、いま持ち合わせのカネがないけれども、納税する意思はある、まじめにこうやって分割して納税したいと、認めてくれと言って、弁明を聞き、納税計画を立ててもらおうという誠実な態度を持った住民には猶予することができるということがあります。法律に書かれております。

それから、15条の5の次の項には、換価を直ちにすることにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にすることがある。業者の場合は、営業してこそ生活の糧、飯の種になるわけですから、事業が続けられなければ話にならないわけですね。

ですから、差押え物件を換価する場合でも、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるときは猶予しなさいということが法律に、15条の5に規定されております。

それから、滞納処分の停止の要件が15条の7にありますし、延滞金の免除についても、15条の10に記載されているとおりです。

延滞金は14.6%、サラ金並の利子が課せられるわけですがけれども、こういう延滞金についても猶予する措置が、ちゃんと法律に書かれているんですね。

取り立てる側の法的な根拠だけでなく、考慮すべき条項もきちんと地方税法にある。私が、いま縷々指摘した点については、どう思いますか。

**高須直良総務部長答弁：**最初の答弁で申し上げたように、私ども収納課においても、また機構においても、地方税法の規定に従って滞納整理等が行われていると、私は認識をしております。

先ほど議員が他の所の例を挙げられて、非常に強権的な滞納整理が行われておると言われましたが、私が報告を受けている限りでは、少なくとも武豊町の事務に関しては、そのような対応はないと判断しております。

**梶田稔議員質問：**そこでも、認識が基本的に食い違っているわけですが、私の所へ相談に来た住民が、ウソを言って、ことさらに整理機構のやり方を悪く言って、通報してきたというふうには受け取っておりません。

現実に、よその人の話ではなくて、武豊の住民のお話です。ぜひ、整理機構の言い分よりも、住民の声を大切にしたいということだけは、申し上げておきたいというふうに思います。

それで、いま整理機構に移管している100件の扱い状況の資料をいただきました。400万円以上の方が2件、300万円台の方はありませんでしたけ

れども、200万円台の方が8件、100万円台が18件、50万円以上100万円未満の方が35件、50万円未満が65件、3分の2は50万円未満ですね。

法的根拠のない差押予告書を送りつけた件数をこのリストで見てもみたら、400万円以上の2件のうち1件、200万円以上の8件のうち1件、100万円以上の18件のうち9件、50万円以上35件のうち12件、50万円以下65件のうち15件、ということですね。

この数字を見て、リストをずーと集計してみても驚いたのは、まさに弱い者いじめ、少額の滞納者の所へこのような脅迫まがいの差押予告書を送りつけているという、一番多い数ですよ、65件のうち15件、50万円以上100万円未満35件のうち12件、38件差押予告書を送っておりますけれども、その内の27件が100万円未満。どう思われますか。

**辻田誠一収納課長答弁:**少額のものも送りつけたということですが、機構に送る案件につきましては、運営委員会の方で、知多5市5町の運営委員会の方で決まっております、おおむね30万円を目処としまして、その額に達する人について送っております。

ここで30万円以下の数字もありますが、これはご家族の方だとか、そういった方は一緒に収納していただけるということでございますので、一緒に機構の方に送っております。

以上です。

**梶田稔議員質問:**なかなか答弁しにくい、担当者としてはそういうことしか言えないのでしょうかけれども、この100件のうち、資料を見ていただければ、同じ資料をもってみえると思うのでNo.62は27万0100円の滞納ですね。ですから、おおむね30万円といってもそれを切っている人も現にいるわけです。

ですから、その数の多い少ないを問題にしているのじゃなくて、本当に地方税法や武豊町には町税条例があるわけで、そこにはちゃんと地方税法の猶予に関する条項、対応する条項もちゃんとあって、最後にその他のところで、その他事情のあるときには町長が決裁をするということで、その条項は結んでいるはずですよ。

ですから、問答無用で弁明の余地もなしに、一方的に通告して取り立てる、有無を言わせず差押えをする、取引先も勤務先にも乗り込んでいって調査をするというようなことは、決して許されることではありません。

ぜひ、よく話し合って、本当に親身になって相談に乗って、話し合っていた

だきたい。これは、個人であっても法人事業者であっても、本当に生活が破綻をして仕事を辞めなきゃならないというようなことになれば、これは生活の糧がなくなってしまうわけですから、最後のセイフティネットとしての生活保護という道を選択しなければならない事態も、あるいはあるかも知れません。

そんなことにでもなれば、少しばかりという語弊があるかも知れませんが、税金を取り立てることによって生活が破綻したと、事業が破綻したと、引いては生活維持のために生活保護を申請しなければならないということになれば、新たな公費の負担が発生するわけですから、これはもう二重に三重にマイナスになることはもう目に見えているわけですね。

ですから、命を絶つという最悪の事態は、もちろん避けてもらわなければなりませんけれども、生活も営業も維持してもらわなければ、これは町のためにもならないわけですね。

そういう点で、本当に理不尽なとも言える、私に言わせれば理不尽なと言いたくなるわけですが、強権的な強制的・脅迫的なやり方は、本当に止めてもらいたい。

私が、最初の質問で追加した部分が質問要旨に載っておりませんので、敢えて申し上げなくて再質問でやろうと思って後回しにしたんですけれども、そういう整理機構の状況が現実にも発生したわけで、滞納整理機構が住民の生活実態や営業実態を無視した、脅迫的な徴税事務を今後も続けるのであれば、武豊町は整理機構から脱退すべきだというふうに思いますけれども、見解を伺っておきたいと思います。

**初山芳輝町長答弁：**役場が、悪徳取り立て人みたいな流れがありますので、改めて滞納生地機構がなぜできたんだということを申し上げて、十分、ご理解をいただいておりますが、納税の緩和措置は地方税法にきちっと基づいて私どもも整理をさせていただき、滞納整理機構の方もその取り扱いをしていますし、それぞれの事情に応じて分割納付をしていただいております。

緩和措置としても、徴収あるいは換価猶予、執行停止処分等、適正に行っているということをご理解をいただきたいと思います。

納税をしない悪徳納税者につきましては、担税力があっても納税をしない、こういう人はそれで許していいんでしょうか。こういうことになるわけでありまして、税の公平性を確保するために、そうした財産調査等行っておるわけでありまして、善良な滞納者という言葉があるのかどうか分かりませんが、きちっとそれぞれの生活が保てるように、そうした事情も面接をしながら対応させていただいておりますので、私は報告を受けておりますので、悪徳取り立て人ではありませんのでご理解をお願いしたいと思います。

**梶田稔議員質問：**ぜひ、そうしていただきたいと思います。

収入未済額推移という担当者の資料によれば、平成22年度から23年度、  
ずーと推移を見てみますと、(ここで終了のベルが鳴る) 収納課の努力もあって、  
改善をされております。23年度、滞納整理機構が乗り込んできたからことさ  
らに大幅な改善がされたということではありません。収納事務に当たっている  
職員のみなさんのご苦勞の重さ・大きさに感謝をしながら、ぜひ、収納事務が  
住民の立場に立って、いま町長が言われたように、悪徳取り立て人と言われな  
いように、今後も改善方をお願いしておきたいと思います。

いま答弁がありませんでしたので、脱退すべきだという提起についてのお答  
えだけ、聞かせていただきたいと思います。

**初山芳輝町長答弁：**時間が過ぎておりますが、脱退する気持ちはありません。  
以上です。

以 上